

巡回による通級指導担当教員 配置要項

令和〇年〇月〇日

〇〇教育事務所

1 配置の目的

〇〇地域の小・中・義務教育学校に在籍する障害のある児童生徒で、通級による指導が必要な児童生徒に対して巡回指導を行い、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に向けた支援の充実を図る。

2 配置

- (1) 〇〇地域における巡回による通級指導を実施するため、巡回による指導担当教員（以下、巡回指導担当教員）を配置する。
- (2) 巡回指導担当教員は、〇〇地域の小・中・義務教育学校のうち、通級による指導の拠点として適切と認められる学校に拠点校として配置し、必要に応じて関係校（以下、巡回校）を巡回して指導を行う。
- (3) 拠点校、巡回校及び配置人数等の具体については、別に定める。

3 巡回指導担当教員の役割

- (1) 拠点校及び巡回校において、通級指導教室における「個別の指導計画」を作成し、自立活動の指導を個別又は小集団により行う。
- (2) 通級による指導を要する児童生徒の学級担任や教科担当、巡回通級コーディネーター等と連携し、「個別の指導計画」作成及び在籍学級における配慮事項等の確認を行う。

4 巡回指導担当教員の活用上の留意点

教育事務所は、関係市村教育委員会と連携を図りながら、巡回指導の訪問曜日等の調整を行う。その際、以下の点に留意する。

- (1) 巡回校における留意点
 - ・巡回校において、「個別の指導計画」を作成し、全ての教職員で共通理解の上、指導を行う。
 - ・巡回校において、通級による指導対象児童生徒に係る指導の工夫等を、全ての児童生徒への指導にも活かせるよう、校内で情報共有を適切に行う。
 - ・巡回校に勤務する時間や曜日は実情に応じて柔軟に変更する。
- (2) 拠点校における留意点
 - ・巡回指導担当教員同士で通級による指導に係る打合せの時間を確保する。
 - ・巡回校へ安全に移動できるよう配慮する。

(3) 入退級について

通級による対象児童生徒の年度途中での入退級については、拠点校、教育事務所及び教育委員会との相談の上、拠点校及び巡回校の通級による指導に係る授業時数を調整するなど、柔軟に対応できるようにする。その際、以下の点に留意する。

- ・「巡回指導担当教員の人事管理及び服务等」に基づき、巡回指導担当教員、拠点校の校長、巡回校の校長、市町村教育委員会の協議により、週あたりの授業時数は15時間程度を目安に各校の新規受入の人数を決定すること。
- ・入級までの流れに関しては、「巡回による通級指導開始までの流れ」に基づき、校内教育支援委員会（巡回指導担当教員を必ず含む）の実施後、市町村教育委員会の教育支援委員会にて入級許諾や本人、保護者との合意形成を得るなど、入級に至るまでの手順を進めること。
- ・「週1回、1対1の指導」に限らず、「2週に1回」「月に1回」「小集団での指導」等も可能であることを念頭に置き、児童生徒の実態に応じて指導時数等を決定すること。
- ・「個別の指導計画」（自立活動）に基づく目標が達成できたと判断した場合、通級による指導を適宜終了できるようにすること。

(4) その他

- ・拠点校を有する教育委員会は、巡回校に係る兼務発令内申を提出する。
- ・拠点校及び巡回校において、巡回指導担当教員が所属意識をもち他の職員と円滑な協働関係が築けるよう、各校の実情に応じて同僚性を高めるための工夫を行う。
- ・巡回校での指導がない日については、拠点校において通級による指導に係る業務等を行う。
- ・保護者面談を行う場合は、巡回校の担任とともにを行う。

5 サポート体制

(1) 巡回校における通級指導教室の設置・確保

- ・児童生徒が学習に集中しやすい場所を確保するとともに、教室環境の整備を行う。
- ・通級による指導用の机、椅子、黒板（ホワイトボード）等を用意する。

(2) 巡回校における執務環境等

- ・専用の下駄箱、ロッカー等を用意する。
- ・職員室内に巡回指導担当教員の執務場所を確保する。（机、椅子、パソコン等）

6 巡回指導担当教員の資質向上

〇〇地域の通級指導担当教員の連携を強めるとともに、資質能力の向上に努めるため情報交換及び研修の機会を設ける。

(1) 拠点校及び巡回校における通級指導に係る教員の資質向上

- ・特別支援教育や発達障害、通級による指導等に係る理解を深めるため、各学校の実情に応じた校内研修を行う。
- ・学校間における取組の均衡及び質の確保を図るため、通級指導に係る連携協議会（年2回開催）に参加する。

(2) 通級指導教員の資質向上

- ・巡回による通級指導に係る課題解決を図るため、必要に応じて巡回指導担当教員情報交換会を、年間を通じて実施する。
- ・通級による指導の専門性の向上を図るため、通級指導担当教員研修会に参加する。

巡回による通級指導担当教員の人事管理及び服務等について

令和〇年〇月〇日

〇〇教育事務所

巡回による通級指導担当教員（以下、巡回指導担当教員）に係る服務の監督等について、関係課と協議し、以下のとおり整理している。

Ⅰ 巡回指導担当教員の人事管理等について

(1) 兼務発令

巡回指導担当教員は、巡回指導を行う児童生徒の在籍校（以下、巡回校）では通級指導教室における指導だけでなく、生徒の行動観察、校内教育支援委員会等の分掌業務、保護者対応等、様々な職務に従事することになる。このような中で、拠点校である校長が、巡回指導担当教員に対して巡回校での服務管理や、個別の職務に対して命令や指導を行うことは難しい。また、巡回校での業務における事故については、当該巡回校の校長が責任を負うことになる。巡回校では、巡回校の校長が作成した学校経営方針に基づき指導することから、当該巡回校の職員として校長の下で職務を行うことを明確にする必要がある。

通級による指導の制度化に係る通達「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成5年1月28日付文初特第278号初等中等教育局長通達）においては、「教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること」とされている。さらに、「障害に応じた通級による指導の手引」（平成30年文部科学省編著）においても、「各教育委員会においては、当該教員について、複数校兼務の兼務発令を行ったり、非常勤講師の任命を行ったりするなどして、通級による指導を行う学校における身分取扱いを明確にする必要がある」と示されている。したがって巡回指導担当教員について、任命権者である県教育委員会が市町村教育委員会の内申に基づき、置籍校を拠点校とし、巡回校を兼務校とする兼務発令を行う。

(2) 人事管理

巡回指導担当教員は、通常、拠点校である学校で勤務する時間は限られ、多くの時間は巡回校で勤務することとなる。そのため、拠点校の校長は、巡回指導担当教員の巡回校での指導や教室運営等の状況を把握するため、巡回校の校長から意見聴取をするとともに、可能な限り授業観察等で実際の指導の様子を観察することが望ましい。

また、巡回校の校長は、自校の児童生徒が指導を受けることから、通級指導教室における指導計画や週予定の確認を確実に行うことが必須となる。

(3) 勤務管理

小・中・義務教育学校における教員の服務管理については、服務監督権が市町村教育委員会にあることから、各校で適切に管理できるように取扱いを定め、学校に周知することが必要である。具体的には、「出勤簿」、「年休簿」、「病休簿」、「職免簿」、「特休簿」、「旅行命令簿」、「在校等時間の記録」の管理等がある。

(4) 人事評価

人事評価は、拠点校で行う。

(5) 執務環境

巡回指導担当教員は、巡回校で児童生徒の指導を行うだけでなく、個別の指導計画や報告書の作成といった業務等を行わなければならない。そのため、執務机やパソコンといった執務環境を整える必要がある。教員間の連携を図るためにも、また、管理職による巡回指導担当教員の服務管理の観点や、児童生徒の指導記録等の個人情報紛失防止の観点からも、巡回指導担当教員用の執務室を別途用意するのではなく、職員室の中に巡回指導担当教員の執務場所を確保することが求められる。職員室に机、椅子、パソコン等を用意するほか、専用の下駄箱、ロッカー等を整える必要がある。

(6) 給与等の支給事務

巡回指導担当教員の給与、各種手当、福利厚生及び公務災害に係る事務処理については、事務の煩雑化を防ぐためにも拠点校で処理する。巡回指導担当教員の旅費については、拠点校で支給金額の計算を行い、拠点校で支給することや、兼務校で発生した公務災害についても事故発生時の状況報告の資料作成等は兼務校が行うなどの連携は必須である。

(7) 通勤手当

巡回指導担当教員は兼務発令に伴い、拠点校が勤務庁（旅費における在勤庁）となる。このため、自宅から拠点校は通勤扱いになり、交通費については通勤手当として支給する。また、拠点校から巡回校、自宅から巡回校の移動については出張扱いになるため、旅費を支給する。ただし、旅行雑費については、在勤庁間の移動になるため、支給対象にはならない。

また、通勤手当の認定事務は、上記(3)で提示したとおり、拠点校において行い、拠点校の校長を所属長とする。

2 巡回指導担当教員の服務等について

(1) 身分等の取扱いについて

- ・巡回指導担当教員は、置籍校を拠点校とし、巡回校を兼務校とする兼務発令を受ける。
- ・巡回校において、巡回指導担当教員に対する命令は、巡回校校長が発する。

(2) 勤務等について

- ・連絡・調整を図るために、拠点校の教員は、原則として拠点校の職員会議及び校内研修等の日に合わせて、拠点校に勤務する時間を設ける。
- ・巡回校で指導を行う日は、原則として朝から巡回校に出張する。その場合、自宅から巡回校への移動は出張扱いとなる。また、拠点校に出勤した後、巡回校に移動する場合は、自宅から拠点校は通勤、拠点校から巡回校への移動は出張扱いとなる。
- ・出勤簿は、拠点校が用意し、保管する。
- ・出張・旅行命令及び旅費の請求は、拠点校校長が行う。
- ・巡回指導担当教員が巡回校勤務日に休暇を取得する場合は、拠点校及び巡回校に本人から連絡する。休暇の承認は拠点校校長が行う。
- ・週ごとの勤務計画は、拠点校管理職が管理を行うが、巡回校管理職においても確認する。
- ・週あたりの指導時数は15時間程度を目安に、巡回指導担当教員、拠点校、巡回校、市町村教育委員会との協議において決定する。

(3) 校務分掌について

- ・巡回指導担当教員の校務分掌は拠点校で割り振る。
- ・巡回校において、巡回指導担当教員への補教割当及び校務分掌割当は行わない。
- ・巡回指導担当教員は、原則として拠点校の職員会議に出席し、巡回校の職員会議には出席しない。
- ・巡回校における児童生徒のケース会議や校内教育支援会議については、通級指導担当教員として出席する。

(4) 学校行事等への関わりについて

- ・始業式、終業式、入学式、卒業式、離任式、運動会、文化祭会等の行事は、原則として拠点校の行事に参加することとし、巡回校の行事参加については、巡回校の指導日に当たっていて、必要がある場合のみとする。なお、拠点校や巡回校の振替休日は、通級指導教室での指導は休みとなる。
- ・やむを得ず行事と指導時間が重なる場合は、行事を優先し、事前に巡回指導担当教員に伝えるとともに、指導時間等の変更を行う。

〇〇（市・町・村）通級指導教室設置運営要綱

令和〇年〇月〇〇日
教育委員会告示第〇号

（趣旨）

第1条 この告示は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づき、（市・町・村）が設置する小学校、中学校又は義務教育学校（以下「小・中・義務教育学校」という。）に在籍する児童及び生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）であって、言語障害、難聴又は発達障害があるもの（以下「児童生徒」という。）に対して、通級指導を行う教室（以下「通級指導教室」という。）を設置する。

（対象児童生徒）

第2条 通級指導の対象となる児童生徒は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）言語障害があるもの
- （2）難聴があるもの
- （3）学習障害があるもの
- （4）注意欠陥多動性障害があるもの
- （5）自閉症があるもの

（設置及び名称）

第3条 通級指導教室の設置校及び設置場所は、次のとおりとする。

通級指導教室の名称	設置校・設置場所
LD・ADHD等通級指導教室	〇〇立〇〇学校
言語障害通級指導教室	〇〇センター
LD・ADHD等通級指導教室（巡回による通級）	〇〇立〇〇学校

（業務）

第4条 前条の左に掲げる通級指導教室における通級指導は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）学习上又は生活上の困難を改善し、及び克服することを目的とした指導
- （2）児童生徒が在籍する小・中・義務教育学校からの依頼による当該児童生徒の観察又は当該小・中・義務教育学校の教職員若しくは当該児童生徒の保護者からの相談に対する助言
- （3）〇〇（市・町・村）教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び児童生徒が在籍する小・中・義務教育学校からの依頼による当該児童生徒の特性の把握及び就学に係る相談

（担当職員の配置）

第5条 通級指導教室の業務に従事する職員については、自校通級、他校通級においては設置校の校長が任命した教職員、巡回指導においては本務校の校長が任命した教職員をもって充てるものとする。

（担当職員の管理及び運営等）

第6条 通級指導教室の管理及び運営は、この告示に定めるもののほか、教育委員会の指導・助言に基づいて設置校の校長が通級指導を担当する職員のサービスを監督し、及び指導するものとする。

（手続等）

第7条 通級指導教室の利用の手続については、〇〇（市・町・村）通級指導実施要綱の定めるところによる。

（通級指導に係る保護者の責務）

第8条 児童生徒が、自己が在籍する小・中・義務教育学校以外の設置校及び設置場所において通級指導を受ける場合は、当該児童生徒の保護者の責任において送迎等を行うものとする。

（関係機関等との連携）

第9条 児童生徒の通級指導に当たり必要な場合は、〇〇（市・町・村）の関係各課及び外部の関係機関との連携を図るものとする。

(巡回による通級指導)

第 10 条 巡回による通級指導を行う場合は、この告示に定めるもののほか、〇〇教育事務所「巡回による通級指導担当教員配置要項」及び「巡回による通級指導担当教員の人事管理及び服務について」の定めるところによる。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和〇年〇月〇日から施行する。

〇〇（市・町・村）通級指導実施要綱

令和〇年〇月〇日

教育委員会告示第〇号

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づき、小学校、中学校及び義務教育学校（以下「小・中・義務教育学校」という。）に在学する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）に対して、通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「通級による指導」とは、小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒のうち、障害の状態の改善又は克服を目的とした指導が必要なもの以下「通級児童生徒」という。）に対して、小・中・義務教育学校における特別の指導の場（以下「通級指導教室」という。）で行う特別の教育課程による指導をいう。

（通級指導校の通知等）

第3条 校長は、児童生徒が自校又は他校で通級による指導を受ける必要があるときは、〇〇（市・町・村）教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、通級指導通知書別記様式第1号によりその旨を通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の通知を受けた児童生徒（就学予定者のうち通級による指導を受けることが必要な者を含む。）について、あらかじめ教育支援委員会の意見を聴取した上で、通級による指導を受けることが適当と認めるときは、別記様式第2号に、保護者の通級指導教室通級承諾書別記様式第3号を添付して、当該児童生徒の氏名及び指導を受ける学校（以下「通級指導校」という。）を当該児童生徒が在学する学校（以下「在学学校」という。）の校長に通知するものとする。

3 教育委員会は、第2項の通知と同時に通級指導校の校長に対し、別記様式第4号（他校通級の場合）により当該児童生徒の氏名及び在学学校を通知するものとする。

4 前項の規定は、通級指導校が在学学校（自校通級及び巡回指導）である場合には、適用しない。

(特別の教育課程の編成等)

第4条 在学校の校長は、前条第2項の通知を受けたときは、当該児童生徒に係る教育課程の編成について通級指導校の校長と協議を行うものとする。(他校通級のみ)

2 通級指導校の校長は、前項の協議が終了したとき、当該児童生徒に係る当該学校における指導内容及び指導開始日を在学校の校長及び教育委員会に対して、それぞれ別記様式第5号(他校通級のみ)、別記様式第6号により通知するものとする。

3 在学校の校長は、自校が通級指導校である場合において前条第2項の通知を受けたときは、第3項の規定にかかわらず、当該児童生徒に係る教育課程を編成し、教育委員会に対して、別記様式第6号により通知するものとする。

(保護者への通知)

第5条 教育委員会は、前条第2項又は第3項の通知を受けたときは、別記様式第7号により、当該児童生徒の保護者に対し通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知するものとする。

(通級による指導の終了)

第6条 在学校の校長は、当該児童生徒が通級による指導を受ける必要がなくなったものと判断したときは、別記様式第8号①(自校通級及び巡回指導)②(他校通級)により教育委員会にその旨を通知するものとする。この場合において、他校通級による指導を受けている児童生徒に関しては、通級指導校の校長の意見を聴いた上で判断すること。

2 教育委員会は、前項の通知を受けた児童生徒について、通級による指導を受ける必要がないと認めるときは、在学校の校長、通級指導校の校長及び当該児童生徒の保護者に対し、それぞれ別記様式第9号①(自校通級及び巡回指導)②(他校通級)、別記様式第10号(他校通級)及び別記様式第11号①(自校通級及び巡回指導)②(他校通級)によりその旨を通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、教育委員会は、あらかじめ教育支援委員会の意見を聴取するものとする。

4 転学又は卒業等における終了においても、在学校の校長は、別記様式第12号①(自校通級及び巡回指導)②(他校通級)により教育委員会に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、小・中・義務教育学校等において通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和○年○月○日から施行する。

附 則（令和○年○月○日 教委告示第○号）

この告示は、令和○年○月○日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

年 月 日

〇〇(市・町・村)教育委員会
教育長 様

(在学校)

〇〇立〇〇(小・中・義務教育)学校長

通級指導通知書

次のとおり、通級指導教室への通級について、ご承認くださるようお願いいたします。

児童・生徒名		男・女
生年月日		
保護者名		
学校名	〇〇立〇〇小学校 第 学年 組 〇〇立〇〇中学校 第 学年 組 〇〇立〇〇義務教育学校 第 学年 組	

別記様式第2号(第3条関係)

年 月 日

(在学校)

〇〇立〇〇 (小・中・義務教育) 学校長

様

〇〇 (市・町・村) 教育委員会
教育長

通級指導教室への承認について

このことについて、次の児童・生徒の通級指導教室への通級を承認します。

児童・生徒名		男・女	保護者名	
住 所			電話	
在 学 校	〇〇立〇〇〇〇 (小・中・義務教育) 学校			
通級指導校	〇〇立〇〇〇〇 (小・中・義務教育) 学校			
備 考	通級開始日、指導曜日、時間等は学校間で協議の上、決定し、特別の教育課程の編成、届出等については、速やかに行うこと。			

別記様式第3号(第3条関係)

年 月 日

〇〇(市・町・村)教育委員会
教育長 様

通級指導教室通級承諾書

このことについて、次の児童・生徒の通級指導教室への通級を承諾します。

在 学 校 名	〇〇立〇〇〇〇(小・中・義務教育)学校		
児 童 ・ 生 徒 名			男 ・ 女
保 護 者 名			
住 所		電 話	

別記様式第4号(第3条関係)

第 号
年 月 日

(通級指導校)

〇〇立〇〇(小・中・義務教育) 学校長

様

〇〇(市・町・村) 教育委員会
教育長

通級指導教室入級決定通知書

このことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

NO	氏 名	在 学 校	学 年	男・女

年 月 日

(在 学 校)

〇〇立〇〇 (小・中・義務教育) 学校長

様

(通級指導校)

〇〇立〇〇 (小・中・義務教育) 学校長

通級児童生徒の特別の教育課程の編成等に係る届出書

このことについて、通級児童生徒に関する特別の教育課程の編成等に係る協議が終了しましたので、下記のとおり届けをいたします。

記

学年・氏名	第	学年	氏名	男・女		
主たる障害						
通級担当者氏名						
指導開始日						
指導時間等	月〇単位時間					
指導の内容 ※ 選択する項目の内容を参考に、個別・具体的に、内容を設定する。	<input type="checkbox"/>	1 - (1)	<input type="checkbox"/>	2 - (1)	<input type="checkbox"/>	3 - (1)
	<input type="checkbox"/>	1 - (2)	<input type="checkbox"/>	2 - (2)	<input type="checkbox"/>	3 - (2)
	<input type="checkbox"/>	1 - (3)	<input type="checkbox"/>	2 - (3)	<input type="checkbox"/>	3 - (3)
	<input type="checkbox"/>	1 - (4)			<input type="checkbox"/>	3 - (4)
	<input type="checkbox"/>	1 - (5)				
	<input type="checkbox"/>	4 - (1)	<input type="checkbox"/>	5 - (1)	<input type="checkbox"/>	6 - (1)
	<input type="checkbox"/>	4 - (2)	<input type="checkbox"/>	5 - (2)	<input type="checkbox"/>	6 - (2)
	<input type="checkbox"/>	4 - (3)	<input type="checkbox"/>	5 - (3)	<input type="checkbox"/>	6 - (3)
	<input type="checkbox"/>	4 - (4)	<input type="checkbox"/>	5 - (4)	<input type="checkbox"/>	6 - (4)
	<input type="checkbox"/>	4 - (5)	<input type="checkbox"/>	5 - (5)	<input type="checkbox"/>	6 - (5)
その他	<input type="checkbox"/> 障害に応じた特別の指導を学校の教育課程に加える。 <input type="checkbox"/> 障害に応じた特別の指導を教育課程の一部に替える。					

別記様式第6号(第4条関係)

年 月 日

〇〇(市・町・村)教育委員会

教育長

様

(通級指導校)

〇〇立〇〇(小・中・義務教育)学校長

通級児童生徒の特別の教育課程の編成等に係る届出書

このことについて、通級児童生徒に関する特別の教育課程の編成等に係る協議が終了しましたので、下記のとおり届けをいたします。

記

学年・氏名	第	学年	氏名	男・女
主たる障害				
通級担当者氏名				
指導開始日				
指導時間等	月〇単位時間			
指導の内容 ※ 選択する項目の内容を参考 に、個別・具体的に、内容を設定する。	<input type="checkbox"/> 1-(1)	<input type="checkbox"/> 2-(1)	<input type="checkbox"/> 3-(1)	
	<input type="checkbox"/> 1-(2)	<input type="checkbox"/> 2-(2)	<input type="checkbox"/> 3-(2)	
	<input type="checkbox"/> 1-(3)	<input type="checkbox"/> 2-(3)	<input type="checkbox"/> 3-(3)	
	<input type="checkbox"/> 1-(4)		<input type="checkbox"/> 3-(4)	
	<input type="checkbox"/> 1-(5)			
	<input type="checkbox"/> 4-(1)	<input type="checkbox"/> 5-(1)	<input type="checkbox"/> 6-(1)	
	<input type="checkbox"/> 4-(2)	<input type="checkbox"/> 5-(2)	<input type="checkbox"/> 6-(2)	
	<input type="checkbox"/> 4-(3)	<input type="checkbox"/> 5-(3)	<input type="checkbox"/> 6-(3)	
	<input type="checkbox"/> 4-(4)	<input type="checkbox"/> 5-(4)	<input type="checkbox"/> 6-(4)	
	<input type="checkbox"/> 4-(5)	<input type="checkbox"/> 5-(5)	<input type="checkbox"/> 6-(5)	
その他	<input type="checkbox"/> 障害に応じた特別の指導を学校の教育課程に加える。			
	<input type="checkbox"/> 障害に応じた特別の指導を教育課程の一部に替える。			

別記様式第7号(第5条関係)

年 月 日

(保護者)

様

〇〇(市・町・村)教育委員会
教育長

通級による指導について

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

学年・氏名	第 学年	氏 名	男・女
指導開始日	年 月 日		
通級指導校 及び教室	〇〇立〇〇(小・中・義務教育)学校・〇〇教室		
そ の 他	通級による指導の効果を上げるため、指導事項に関する事で、御家族でお気づきの点や御不明な点等がありましたら、通級指導教室担任や学級担任に適宜御相談ください。		

別記様式第8号①(第6条関係)

年 月 日

〇〇(市・町・村)教育委員会
教育長 様

(在 学 校)

〇〇立〇〇(小・中・義務教育)学校長

通級による指導の終了について

このことについて、下記の児童・生徒の通級指導教室への通級による指導を終了したので提出します。

記

学年・氏名	第 学年	氏 名	男・女
指導終了日			
事 由	(例) 障害による学習上又は生活上の困難が改善・克服され、通常の学級における授業のみで学習や生活が十分に可能であると判断したため		

別記様式第8号②(第6条関係)

年 月 日

〇〇(市・町・村)教育委員会
教育長 様

(在学)

〇〇立〇〇(小・中・義務教育)学校長

通級による指導の終了について

このことについて、下記の児童・生徒の通級指導教室への通級による指導を終了したので提出します。

記

学年・氏名	第 学年	氏 名	男・女
指導終了日			
通級指導校	〇〇立〇〇(小・中・義務教育)学校		
事 由	(例) 障害による学習上又は生活上の困難が改善・克服され、通常の学級における授業のみで学習や生活が十分に可能であると判断したため		

別記様式第9号①(第6条関係)

年 月 日

(在学校)

〇〇立〇〇(小・中・義務教育) 学校長

様

〇〇(市・町・村) 教育委員会
教育長

通級による指導の終了について

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

学年・氏名	第 学年	氏 名	男・女
通級終了日			
備 考			

別記様式第9号②(第6条関係)

年 月 日

(在学校)

〇〇立〇〇(小・中・義務教育) 学校長

様

〇〇(市・町・村) 教育委員会
教育長

通級による指導の終了について

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

学年・氏名	第 学年	氏 名	男・女
通級終了日			
通級指導校	〇〇立〇〇(小・中・義務教育) 学校		
備 考			

別記様式第10号(第6条関係)

年 月 日

(通級指導校)

〇〇立〇〇(小・中・義務教育) 学校長

様

〇〇(市・町・村) 教育委員会
教育長

通級による指導の終了について

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

学年・氏名	第 学年	氏 名	男・女
通級終了日			
在 学 校	〇〇立〇〇(小・中・義務教育) 学校		
備 考			

別記様式第11号①(第6条関係)

年 月 日

(保護者)

様

〇〇(市・町・村)教育委員会
教育長

通級による指導の終了について

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

学年・氏名	第	学年	氏名	男・女
通級終了日				
備考				

別記様式第11号②(第6条関係)

年 月 日

(保護者)

様

〇〇(市・町・村)教育委員会
教育長

通級による指導の終了について

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

学年・氏名	第 学年	氏 名	男・女
通級終了日			
在 学 校	〇〇立〇〇(小・中・義務教育)学校		
通級指導校	〇〇立〇〇(小・中・義務教育)学校		
備 考			

別記様式第12号①(第6条関係)

年 月 日

〇〇(市・町・村)教育委員会
教育長 様

(在學校)

〇〇立〇〇(小・中・義務教育)学校長

転学(卒業)に伴う通級による指導の終了について

このことについて、下記のとおり通知します。

記

学年・氏名	第 学年	氏 名	男・女
通級終了日			
備 考			

別記様式第12号②(第6条関係)

年 月 日

〇〇(市・町・村)教育委員会
教育長 様

(在学校)

〇〇立〇〇(小・中・義務教育)学校長

転学(卒業)に伴う通級による指導の終了について

このことについて、下記のとおり通知します。

記

学年・氏名	第 学年	氏 名	男・女
通級終了日			
在 学 校	〇〇立〇〇(小・中・義務教育)学校		
通級指導校	〇〇立〇〇(小・中・義務教育)学校		
備 考			